

第75回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年6月27日（木曜日）
午前10時

開催場所 横浜市西区北幸二丁目9番1号
HOTEL PLUMM 横浜
(ホテル プラム)
3階「ジョルジュサンク」

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

議決権行使期限

2024年6月26日(水曜日)午後5時まで

目次

| | |
|------------------|----|
| 第75回定時株主総会 招集ご通知 | 1 |
| 株主総会参考書類 | |
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 5 |
| 第2号議案 取締役10名選任の件 | 6 |
| 第3号議案 監査役2名選任の件 | 18 |
| 事業報告 | 22 |
| 連結計算書類 | 36 |
| 計算書類 | 38 |
| 監査報告書 | 40 |

ナイス株式会社

証券コード：8089

証券コード 8089
2024年6月6日
(電子提供措置の開始日 2024年6月5日)

株 主 各 位

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号
ナイス株式会社
代表取締役社長 津 戸 裕 徳

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」(後記ウェブサイトのほか、本書面5ページ以下にも掲載しております)をご検討のうえ、3ページの「議決権行使のご案内」に従いまして、2024年6月26日(水曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 横浜市西区北幸二丁目9番1号
HOTEL PLUMM 横浜 3階 「ジョルジュサンク」
(ホテル プラム)
3. 目的事項
報告事項 1. 第75期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスすることによりご覧いただくことができます。

当社ウェブサイト

<https://www.nice.co.jp/shareholder/disclosure/>



また、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧いただくことができます。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねており株主総会参考書類等も掲載しております。なお、法令及び当社定款第19条の定めにより、下記の事項を除いております。したがって、ご送付している書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

「会社の支配に関する基本方針」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

株主総会の開催、運営について変更がある場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nice.co.jp>) にてお知らせをさせていただきます。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合には、事前に上記当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使するには、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権 を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水)
午後5時完了分まで

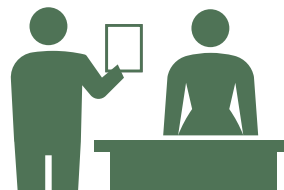


書面で議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。ご返送いただいた議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月26日(水)
午後5時到着分まで



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月27日(木)
午前10時

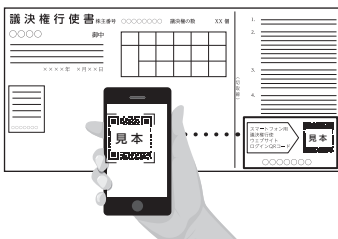
議決権行使書(郵送)およびインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

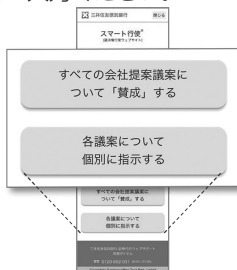
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



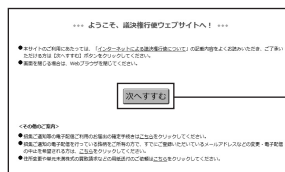
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

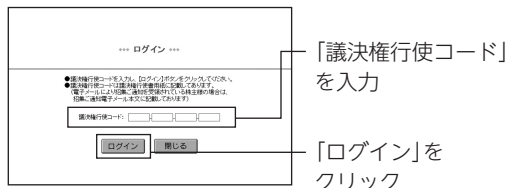
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

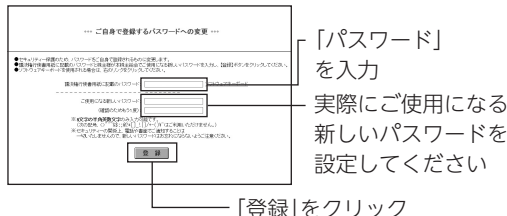
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等が不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

剰余金処分につきましては、今後の成長と競争力強化のための資金需要等を勘案しつつ、株主の皆様への配当を安定的かつ継続して行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、2024年3月31日現在の株主様への第75期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき、金40円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は472,050,440円となります。
これにより年間配当金は、1株につき中間配当金20円を含め60円になります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日といたしたいと存じます。

なお、当社は1株当たり配当金の下限を前年度実績とし、株主の皆様への利益還元を安定かつ充実させるため、2025年3月期以降の配当政策を以下のとおり変更しております。

当社の配当政策に関する考え方は、今後の成長と競争力強化のための資金需要等を勘案しつつ、株主の皆様へは中長期的な持続的成長を通じた累進配当を導入し、1株当たり配当金は維持又は増配(記念配当などを除く)することを基本としております。

第2号議案

取締役10名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化と企業価値の向上を図るため社外取締役1名を増員し、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | | 現在の当社における地位、担当 | 取締役会 出席状況 |
|-------|-------|---------------------|----------------|--------------|
| 1 | 杉田 理之 | 再任 | 取締役会長 | 20回 / 20回 |
| 2 | 津戸 裕徳 | 再任 | 代表取締役社長 | 16回 / 16回 |
| 3 | 原口 洋一 | 再任 | 取締役住宅事業本部長 | 20回 / 20回 |
| 4 | 清水 利浩 | 再任 | 取締役資材事業本部長 | 16回 / 16回 |
| 5 | 田部 博 | 新任 | 上席執行役員管理本部長 | —回 / —回 |
| 6 | 鈴木 信哉 | 再任 社外取締役 独立役員 | 社外取締役 | 19回 / 20回 |
| 7 | 小久保 崇 | 再任 社外取締役 独立役員 | 社外取締役 | 20回 / 20回 |
| 8 | 濱田 清仁 | 再任 社外取締役 独立役員 | 社外取締役 | 20回 / 20回 |
| 9 | 田村 潤 | 再任 社外取締役 独立役員 | 社外取締役 | 20回 / 20回 |
| 10 | 笥 悦子 | 新任 社外取締役 独立役員 | — | —回 / —回 |

（注）津戸裕徳、清水利浩の両氏の出席状況は、2023年6月29日の取締役就任以降のものとなります。

候補者
番号

1

すぎ た まさ ゆき
杉田 理之

再任

| | |
|-----------------|----------------|
| 生年月日 | 1958年2月14日 |
| 取締役在任年数(本総会終結時) | 14年 |
| 取締役会への出席状況 | 100% (20回/20回) |
| 所有する当社株式数 | 21,500株 |

略歴・地位・担当

1983年4月 当社入社
2005年1月 当社資材事業本部執行役員
2007年11月 ナイス株式会社取締役執行役員 資材事業本部副本部長
2010年1月 同社取締役執行役員 資材事業本部長
2010年6月 当社取締役
2011年6月 ナイス株式会社取締役常務執行役員 資材事業本部長
2018年6月 同社代表取締役社長
2019年5月 当社代表取締役社長
2020年2月 ナイス株式会社代表取締役社長 兼 住宅事業本部長
2020年3月 当社代表取締役社長 兼 住宅事業本部長
2021年4月 当社代表取締役社長
2022年12月 当社代表取締役社長 兼 管理本部長
2023年6月 当社代表取締役社長
2024年4月 当社取締役会長
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社および主要な子会社の経営においてリーダーシップを発揮し、様々な経営課題への取り組みを行ってきた豊富な経験と実績を有しております。今後も高い見識を活かしたグループ統治を期待できることから、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者
番号

2

つど
津戸ひろのり
裕徳

再任

| | |
|-----------------|----------------|
| 生年月日 | 1973年3月27日 |
| 取締役在任年数(本総会最終時) | 1年 |
| 取締役会への出席状況 | 100% (16回/16回) |
| 所有する当社株式数 | 7,900株 |

略歴・地位・担当

- 1998年4月 当社入社
- 2017年7月 ナイス株式会社執行役員 資材事業本部首都圏第一ブロック長
- 2018年6月 同社取締役執行役員 資材事業本部副本部長 兼 首都圏第一ブロック長
- 2020年3月 当社上席執行役員 資材事業本部副本部長
- 2023年3月 当社上席執行役員 管理本部副本部長
- 2023年6月 当社取締役 管理本部副本部長
- 2023年7月 当社取締役 管理本部長
- 2024年4月 当社代表取締役社長
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

当社の建築資材事業部門における豊富な経験と実績を有し、かつ、管理部門を統括する等、当社の経営においてリーダーシップを発揮して職務を遂行しております。今後も高い見識を活かしたグループ統治を期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

はら ぐち
原 口

よう いち
洋 一

再任

| | |
|-----------------|----------------|
| 生年月日 | 1961年11月26日 |
| 取締役在任年数(本総会最終時) | 2年 |
| 取締役会への出席状況 | 100% (20回/20回) |
| 所有する当社株式数 | 8,500株 |

略歴・地位・担当

1984年 4月 当社入社
2011年 7月 ナイス株式会社執行役員 住宅事業本部首都圏営業部統括部長
2013年 6月 同社取締役執行役員 住宅事業本部副本部長
2016年 9月 同社取締役常務執行役員 住宅事業本部副本部長
2017年 6月 同社理事
2020年 3月 当社上席執行役員 住宅事業本部副本部長
2021年 4月 当社上席執行役員 住宅事業本部長
2022年 6月 当社取締役 住宅事業本部長
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

住宅事業を統括する豊富な経験と実績を有し、かつ優れた経営管理能力を有していることから、グループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

4

しみず
清水とし ひろ
利浩

再任

| | |
|-----------------|----------------|
| 生年月日 | 1966年1月11日 |
| 取締役在任年数(本総会最終時) | 1年 |
| 取締役会への出席状況 | 100% (16回/16回) |
| 所有する当社株式数 | 7,300株 |

略歴・地位・担当

- 1988年4月 当社入社
- 2012年6月 ナイス株式会社執行役員 資材事業本部首都圏統括部長
- 2015年5月 同社執行役員
- 2017年9月 同社取締役執行役員 資材事業本部副本部長
- 2019年6月 同社理事
- 2020年3月 当社上席執行役員 資材事業本部副本部長
- 2023年6月 当社取締役 資材事業本部副本部長
- 2024年1月 当社取締役 資材事業本部長
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

建築資材事業において強みを発揮することができ、かつ優れた経営管理能力を有していることから、グループ統治機能を確実に実施することができる人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

た なべ ひろし
田部 博

新任

| | |
|-----------------|------------|
| 生年月日 | 1966年6月17日 |
| 取締役在任年数(本総会最終時) | 一年 |
| 取締役会への出席状況 | —% (一回/一回) |
| 所有する当社株式数 | 6,400株 |

略歴・地位・担当

1990年4月 日榮ファイナンス株式会社入社
 1996年11月 当社転籍
 2017年7月 ナイス株式会社執行役員 経営推進本部総務部長
 2017年9月 当社グループ総合企画部 グループ人事マネージャー
 ナイス株式会社執行役員 経営推進本部人事部長
 2019年9月 当社グループ経営推進本部副本部長 兼 人事部長
 2020年1月 当社管理本部副本部長 兼 人事部長
 2020年3月 当社執行役員 管理本部副本部長
 2022年6月 当社取締役 管理本部副本部長
 2023年6月 当社上席執行役員 管理本部副本部長
 2024年4月 当社上席執行役員 管理本部長
 現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社の管理部門に在籍し、とくに人事総務部門を統括する豊富な知識と経験を有し、かつ優れた経営管理能力を有していることから、グループ統治機能を実践に実施することができる人材であると判断したため、取締役候補者としたしました。

候補者
番号

6

すず き
鈴木

しん や
信哉

再任

社外

独立

| | |
|-----------------|---------------|
| 生年月日 | 1957年6月27日 |
| 取締役在任年数(本総会最終時) | 7年 |
| 取締役会への出席状況 | 95% (19回/20回) |
| 所有する当社株式数 | 一株 |

略歴・地位・担当

- 1981年4月 林野庁入庁
- 2004年4月 同庁経営課特用林産対策室長
- 2008年7月 同庁木材産業課長
- 2010年7月 同庁経営企画課長
- 2012年7月 同庁中部森林管理局長
- 2014年4月 独立行政法人森林総合研究所理事
- 2016年7月 ノースジャパン素材流通協同組合理事長
現在に至る
- 2017年6月 当社社外取締役
現在に至る

重要な兼職の状況

ノースジャパン素材流通協同組合理事長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年、林業政策に携わった専門的な知識と経験を有しております。こうした知見を生かし、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化と企業価値の向上に十分に貢献することが期待できることから、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

7

こくぼ たかし
小久保 崇

再任

社外

独立

| | |
|-----------------|----------------|
| 生年月日 | 1974年1月18日 |
| 取締役在任年数(本総会最終時) | 5年 |
| 取締役会への出席状況 | 100% (20回/20回) |
| 所有する当社株式数 | 一株 |

略歴・地位・担当

- 2000年10月 弁護士登録 西村総合法律事務所（現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所
- 2014年3月 小久保法律事務所設立
- 2017年1月 AOI TYO Holdings株式会社（現 KANAMEL株式会社）社外取締役（監査等委員）
- 2017年1月 株式会社アズーム社外取締役
現在に至る
- 2017年3月 弁護士法人小久保法律事務所代表社員
現在に至る
- 2019年6月 当社社外取締役
現在に至る
- 2020年6月 オイシックス・ラ・大地株式会社社外監査役
現在に至る
- 2023年6月 株式会社TalentX社外監査役
現在に至る

重要な兼職の状況

- 弁護士法人小久保法律事務所代表社員
- 株式会社アズーム社外取締役
- オイシックス・ラ・大地株式会社社外監査役
- 株式会社TalentX社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として、一貫してコーポレート・ガバナンス、M&A、資金調達等の企業法務を専門領域とし、当該分野における豊富な経験と見識を有しております。こうした知見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化と企業価値の向上に十分に貢献することが期待できることから、引き続き社外取締役候補者としたしました。

候補者
番号

8

はま だ
濱田きよ ひと
清仁

再任

社外

独立

| | |
|-----------------|----------------|
| 生年月日 | 1957年11月30日 |
| 取締役在任年数(本総会最終時) | 5年 |
| 取締役会への出席状況 | 100% (20回/20回) |
| 所有する当社株式数 | 一株 |

略歴・地位・担当

- 1985年10月 監査法人サンワ事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 1989年4月 公認会計士登録
- 1998年2月 税理士登録
- 1998年4月 よつば総合会計事務所パートナー
現在に至る
- 2007年6月 株式会社キトー社外監査役
- 2014年3月 メディカル・データ・ビジョン株式会社 社外監査役
現在に至る
- 2016年9月 株式会社SOU（現 バリュエンスホールディングス株式会社）社外監査役
- 2017年9月 株式会社コンヴァノ社外取締役
- 2019年6月 当社社外取締役
現在に至る
- 2019年11月 株式会社SOU（現 バリュエンスホールディングス株式会社）社外取締役（監査等委員）

重要な兼職の状況

- よつば総合会計事務所パートナー
- メディカル・データ・ビジョン株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士および税理士としての職務を通じた豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした知見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化と企業価値の向上に十分に貢献することが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

9

た むら
田村 潤
じゅん

再任

社外

独立

| | |
|-----------------|----------------|
| 生年月日 | 1950年4月17日 |
| 取締役在任年数(本総会終結時) | 4年 |
| 取締役会への出席状況 | 100% (20回/20回) |
| 所有する当社株式数 | 一株 |

■ 略歴・地位・担当

- 1973年 4月 麒麟麦酒株式会社 (現 キリンホールディングス株式会社) 入社
- 1995年 9月 同社高知支社長
- 2004年 3月 同社執行役員中部圏統括本部長
- 2007年 3月 同社常務執行役員営業本部長
- 2007年 6月 同社代表取締役副社長営業本部長
- 2015年 11月 株式会社大庄社外監査役
現在に至る
- 2018年 5月 100年プランニング株式会社代表取締役
現在に至る
- 2020年 6月 当社社外取締役
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

- 100年プランニング株式会社代表取締役
- 株式会社大庄社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大手民間企業において代表取締役を務め、書籍の執筆や企業等への講演活動を行うなど、経営全般の豊富な経験と見識を有しております。こうした知見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化と企業価値の向上に十分に貢献することが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

10

かけひ
算えつこ
悦子

新任

社外

独立

| | |
|-----------------|------------|
| 生年月日 | 1957年2月5日 |
| 取締役在任年数(本総会最終時) | 一年 |
| 取締役会への出席状況 | —% (一回/一回) |
| 所有する当社株式数 | 一株 |

略歴・地位・担当

- 1982年6月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2002年1月 同社サービス事業部プロセス&IT企画担当部長
2010年12月 日本アイ・ビー・エム・スタッフ・オペレーションズ株式会社取締役
2013年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社CIOサービスJapan担当理事
2017年9月 データライブ株式会社顧問
現在に至る
2018年12月 株式会社アビスト社外取締役
2023年6月 日本電波工業株式会社社外取締役
現在に至る

重要な兼職の状況

- データライブ株式会社顧問
日本電波工業株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

IT業界に長年在籍し、IT・DX、人事労務やダイバーシティに関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした知見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化と企業価値の向上、女性活躍推進の取り組みにおいて、十分に貢献することが期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 当社は、2007年10月1日付にて持株会社体制に移行し、同日すてきナイスグループ株式会社に商号を変更しました。表中の2007年10月から2020年3月までのナイス株式会社（以下「旧ナイス株式会社」といいます。）は、当社が持株会社体制に移行した際、当社の事業に関して有する権利義務を承継した当社100%出資の事業子会社であります。
2. 当社は2020年3月31日付にて旧ナイス株式会社を吸収合併し、同日すてきナイスグループ株式会社からナイス株式会社に商号を変更しております。
3. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 田部博、寛悦子の両氏は、新任の取締役候補者であります。
5. 鈴木信哉、小久保崇、濱田清仁、田村潤、寛悦子の各氏は、社外取締役候補者であります。
6. 鈴木信哉、小久保崇、濱田清仁、田村潤の各氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって鈴木信哉氏においては7年、小久保崇氏および濱田清仁氏においては5年、田村潤氏においては4年になります。
7. 当社は、鈴木信哉、小久保崇、濱田清仁、田村潤の各氏との間で会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、各氏が再任された場合は、同契約を継続する予定であります。また、当社は、寛悦子氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同契約を締結する予定であります。
8. 当社は、被保険者がその期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務について行った行為（不作為を含みます。）に起因して、当社、株主、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなった損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員の損害等は補償対象外とすることにより、役員職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の取締役、監査役および執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。各取締役候補者が選任され、就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
9. 当社は、鈴木信哉、小久保崇、濱田清仁、田村潤の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、当社は寛悦子氏の選任が承認可決された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役鈴木耕典、柴山珠樹の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

すず き
鈴木

こう すけ
耕典

再任

社外

独立

| | |
|-----------------|----------------|
| 生年月日 | 1976年4月26日 |
| 監査役在任年数(本総会終結時) | 4年 |
| 取締役会への出席状況 | 100% (20回/20回) |
| 所有する当社株式数 | 一株 |

略歴・地位

- 1999年4月 株式会社TOKAI入社
- 2005年12月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
- 2011年4月 公認会計士登録
- 2018年10月 株式会社海外需要開拓支援機構入社
- 2019年8月 鈴木耕典公認会計士事務所開設
現在に至る
- 2020年6月 当社社外監査役
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

社外監査役候補者とした理由

監査法人での豊富な経験と公認会計士としての専門知識を当社の監査に反映していただきたいため、引き続き社外監査役候補者といたしました。したがって、直接会社の経営に関与したことがありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者
番号

2

しば やま
柴山

たま き
珠樹

再任

社外

独立

| | |
|-----------------|----------------|
| 生年月日 | 1959年11月28日 |
| 監査役在任年数(本総会最終時) | 4年 |
| 取締役会への出席状況 | 100% (20回/20回) |
| 所有する当社株式数 | 一株 |

略歴・地位

- 1982年 4月 日本商工会議所入職
- 1986年 10月 大和証券株式会社入社
- 2002年 4月 大和証券SMBC株式会社 (現 大和証券株式会社) 公開引受部部長
- 2007年 4月 同社大阪公開引受部長
- 2009年 4月 同社引受審査部長
- 2010年 10月 大和証券キャピタル・マーケティング株式会社 (現 大和証券株式会社) 監査役室長
- 2011年 4月 同社事業法人第七部担当部長
- 2015年 4月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社常勤監査役
- 2015年 4月 大和インベスター・リレーションズ株式会社監査役
- 2015年 4月 株式会社大和ファンド・コンサルティング監査役
- 2020年 6月 当社社外監査役
現在に至る
- 2020年 9月 AIQ株式会社常勤監査役
現在に至る

重要な兼職の状況

AIQ株式会社常勤監査役

社外監査役候補者とした理由

金融機関における職務や監査役としての豊富な経験を当社の監査に反映していただきたいため、引き続き社外監査役候補者といたしました。監査に必要なノウハウと能力が豊富である点を踏まえ、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木耕典、柴山珠樹の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 鈴木耕典、柴山珠樹の両氏は、現に当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年になります。
4. 当社は、鈴木耕典、柴山珠樹の両氏との間で会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、両氏が再任された場合は、同契約を継続する予定であります。
5. 当社は、被保険者がその期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務について行った行為（不作為を含みます。）に起因して、当社、株主、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなった損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の取締役、監査役および執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。各監査役候補者が選任され、就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
6. 当社は、鈴木耕典、柴山珠樹の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

<ご参考> スキルマトリックス

第2号議案および第3号議案の承認が得られた場合の取締役および監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

| 氏名 | 年齢 | 地位 | 期待するスキル等 | | | | | | |
|---------|----|-------|----------|----------|----------|-----------|--------------|-------|------------------|
| | | | 経営 管理 | 戦略 立案 | 事業 知見 | 財務・ 会計 | 法務・ リスク管理 | DX・IT | サステナビリティ ・ESG |
| 杉田 理之 | 66 | 取締役 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ |
| 津戸 裕徳 | 51 | 取締役 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 原 口 洋一 | 62 | 取締役 | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 清 水 利 浩 | 58 | 取締役 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ |
| 田 部 博 | 58 | 取締役 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 鈴木 信哉 | 67 | 社外取締役 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ |
| 小久保 崇 | 50 | 社外取締役 | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 濱 田 清 仁 | 66 | 社外取締役 | ○ | | | ○ | | ○ | |
| 田 村 潤 | 74 | 社外取締役 | ○ | ○ | | | | | ○ |
| 笥 悦 子 | 67 | 社外取締役 | | | | | | ○ | |
| 森 隆 士 | 56 | 常勤監査役 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 鈴木 耕典 | 48 | 社外監査役 | | | ○ | ○ | | | |
| 中 川 秀 宣 | 56 | 社外監査役 | | ○ | | | ○ | ○ | |
| 野 間 幹 晴 | 49 | 社外監査役 | ○ | ○ | | ○ | | | ○ |
| 柴 山 珠 樹 | 64 | 社外監査役 | ○ | ○ | | | | | |

(注) 1.年齢、地位は2024年6月27日定時株主総会終結時点のものであります。

2.上記は、取締役及び監査役の有する全ての専門性・知見を示すものではありません。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、物価上昇の影響を受けつつも雇用・所得環境の改善等により個人消費は底堅く推移した一方、地政学的リスクの長期化や円安の進行等が下振れリスクとなっております。

住宅関連業界におきましては、アフターコロナの行動変容や建設コストの増加、住宅ローン金利の上昇懸念等により、新設住宅着工戸数が累計で前期比7.0%減少の800千戸となりました。当社の連結業績に影響を与える持家の一戸建住宅は前期比11.5%減の219千戸、分譲一戸建住宅は前期比7.4%減の133千戸といずれも大きく減少するなど、経営環境は不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループの当連結会計年度における売上高は2,258億69百万円(前期比4.4%減少)、営業利益は44億3百万円(前期比16.8%減少)、経常利益は43億32百万円(前期比12.5%減少)、親会社株主に帰属する当期純利益は42億4百万円(前期比11.2%増加)となりました。

(建築資材事業)

建材・住宅設備機器については、住宅の省エネ性能の見直しが加速する中、環境配慮型商品の提案営業や工務店様のZEHへの取り組みのサポートに努めたことなどにより、受注が堅調に推移しました。

木材については、昨年12月に木材の利用促進と住宅・非住宅木造建築の普及に資する総合展示会「木と暮らしの博覧会」を開催し、森林資源の循環利用と木材のサプライチェーンにおける当社グループの取り組みを広くPRするとともに、国産材の需要拡大に努めましたが、木材価格が低調に推移したことに加え、木造住宅の新設着工が低迷したことなどにより販売量が減少しました。

これらの結果、売上高は1,699億49百万円(前期比8.0%減少)となり、営業利益は28億69百万円(前期比29.5%減少)となりました。

(住宅事業)

マンション事業については、「住まいは命を守るもの」という使命のもと、1997年より免震マンションの供給に努めており、仙台市、宇都宮市の新築免震マンションは全戸完売となりました。また、2025年3月期に売上計上予定の「ノブレス横濱鶴見ミッドパーク」(横浜市・59戸)は既に全戸完売となるなど、次期以降の販売も順調に推移しました。また、一戸建住宅事業については、当社の主力エリアである「横浜・川崎エリア」のほか、仙台市、新潟市、宇都宮市、浜松市、豊田市の各営業拠点における販売が堅調に推移いたしました。

既存住宅流通事業については、不動産仲介事業における法人向けサービスの拡充や、首都圏15カ所のネットワークを生かした中古マンションの買取再販事業の推進を図ったほか、マンション総合管理事業では、ナイスコミュニティー株式会社における管理マンション等の修繕工事の完工等が順調に推移しました。

これらの結果、売上高は455億93百万円(前期比9.8%増加)、営業利益は29億円(前期比65.1%増加)となりました。

(その他の事業)

その他の事業については、ソフトウェア開発事業及びシステム提供事業を行うナイスコンピュータシステム株式会社で、販売店様向け経営管理システム「木太郎®」のサブスクリプション型サービス「木太郎®6」の提供を開始しました。また、一般放送事業(有線テレビ放送事業)や電気通信事業等を行うYOUテレビ株式会社では、2021年より進めてきたF T T H (ファイバー・トゥ・ザ・ホーム)の敷設工事が完了し、サービスを提供する全てのエリアでインターネット光回線「Net you光」をご利用いただけるようになりました。

これらの結果、売上高は103億26百万円(前期比1.6%増加)、営業利益は4億32百万円(前期比67.5%減少)となりました。

事業別売上高

| 事業別 | | 第74期 2023年3月期 | 第75期(当期) 2024年3月期 | 増減率 (△は減) |
|--------|-------|------------------|----------------------|--------------|
| 事業 | 部門 | 金額 | 金額 | |
| 建築資材事業 | 建築資材 | 184,311 | 169,665 | % △7.9 |
| | 木材市場 | 320 | 283 | △11.6 |
| | 小計 | 184,632 | 169,949 | △8.0 |
| 住宅事業 | マンション | 13,694 | 15,034 | 9.8 |
| | 一戸建住宅 | 10,387 | 11,944 | 15.0 |
| | 管理その他 | 17,449 | 18,615 | 6.7 |
| | 小計 | 41,530 | 45,593 | 9.8 |
| その他の事業 | その他 | 10,166 | 10,326 | 1.6 |
| 合計 | | 236,329 | 225,869 | △4.4 |

② 設備投資の状況

建築資材事業に係る木材製品加工工場の建設及び営業所の改修、一般放送事業に係るFTTH化工事など、総額32億88百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

来年度以降の資金の機動的かつ安定的な調達に向け、2024年3月に主要取引銀行との間で、コミットメントライン契約（総額188億円）を締結いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区分 | 第72期 2021年3月期 | 第73期 2022年3月期 | 第74期 2023年3月期 | 第75期(当期) 2024年3月期 |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 売上高(百万円) | 214,069 | 229,514 | 236,329 | 225,869 |
| 経常利益(百万円) | 3,942 | 9,589 | 4,949 | 4,332 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円) | 2,017 | 4,482 | 3,780 | 4,204 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 216.09 | 410.56 | 320.70 | 356.35 |
| 総資産(百万円) | 143,874 | 157,921 | 156,722 | 161,308 |
| 純資産(百万円) | 39,160 | 48,543 | 51,390 | 56,973 |

(注) 1. 当期の状況につきましては、前記(1)「① 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

2. 第73期の期首から収益認識会計基準等を適用しており、第73期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 対処すべき課題

住宅・建築業界においては、少子高齢化による人口減少や単身世帯の増加、2024年問題と言われる建設・物流業界における労働環境の変化、建築資材価格や人件費の高騰等、経営環境に關与する外的要因の変化が著しく、その対応が求められています。

当社は、こうした経営環境の変化を新たな企業価値創造の機会と捉え、経済価値のみならず、社会価値及び環境価値の向上と社会課題解決の一翼を担うべく、2025年度を最終年度とする「中期経営計画2023」(以下「本計画」といいます。)において到達目標と成長牽引策を掲げています。また、「樹とともに、人と暮らしをつなぎ、はぐくみ、彩りある未来をつくります」を社会的存在意義と定義し、地球温暖化対策として重要な役割を担う森林資源の循環利用を推進し、環境経営を強化するべく「2050年・バリューチェーン全体でのカーボンニュートラル実現」を環境目標として掲げました。

本計画に基づき、建築資材事業におきましては、当社のルーツであり、エコマテリアルである木材の利活用の推進及び省エネルギー建材・設備等の販売拡大を目指します。また、徳島県においては、構造用集成材の材料の製造工場の建設に着手しており、地域材の活用促進と構造用集成材の供給体制の強化を図ります。住宅事業におきましては、「住まいは命を守るもの」という使命のもと、耐震・健康・省エネに配慮した良質な住宅をエリアの特性に合わせて安定的に供給していくとともに、ストックビジネスを強化し、より安定した収益基盤の構築を図ってまいります。

更に、事業領域を住まいから暮らしへと広げ、宮崎県産飫肥杉の大径木を利用した高耐久赤身材「Obi RED® (オビレッド)」や独自の表層圧密技術「Gywood® (ギュッド)」を施した無垢国産材について、家具や雑貨、車両用床板への採用等、脱プラスチックに資する無垢国産材の新素材開発を通じた非建築物分野におけるウッドチェンジの推進等に取り組んでまいります。また、建材・住宅設備機器のEDI「ナイスアドバン®」や販売店様向けの経営管理システム「木太郎®」の販売を強化し、設計から物流まで住宅建築を支える受発注プラットフォームの構築等のDX投資を推進してまいります。これらの諸施策を着実に実行していくことで、持続的な成長及び更なる企業価値の向上を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な子会社の状況（2024年3月31日現在）

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|----------------|-----------|------------|-------------|
| ナイスコミュニティー株式会社 | 百万円 50 | % 100.0 | マンション等の総合管理 |
| Y O U テレビ株式会社 | 2,726 | 65.1 | 一般放送等 |

(注) 当社連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含む28社、持分法適用関連会社は、4社であります。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは、建築資材全般の販売、マンション・一戸建住宅の販売、不動産の仲介・賃貸、マンション等の総合管理、木造建築工事を主な事業としているほか、これらに付帯するサービス業等を営んでおります。

各事業の概要は次のとおりであります。

| 事業 | 部門 | 主要な事業内容 |
|--------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築資材事業 | 建築資材 木材市場 | 木材の調達・製材・加工・販売 建材・住宅設備機器等の製造・販売 木材市場の経営 等 |
| 住宅事業 | マンション 一戸建住宅 管理その他 | マンション・一戸建住宅の販売 中古マンションのリノベーション及び販売、注文住宅の建築請負 不動産の仲介・賃貸、住宅のリフォーム マンション等の総合管理 等 |
| その他の事業 | その他 | 一般放送 木造建築工事 ソフトウェアの開発・販売 等 |

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

- ① 当社の本社
横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号
- ② 当社および主要な子会社の事業所

| 会 社 名 | 事 業 | 事 業 所 |
|------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ナ イ ス 株 式 会 社 本社 (横浜市鶴見区) | 建 築 資 材 事 業 | (北海道) 札幌・苫小牧 (東北) 盛岡・宮城・仙台・山形・郡山 (関東) 茨城・宇都宮・前橋・関東・埼玉・越谷・千葉・木更津 千住・東京・多摩・相模原・横浜 (中部) 新潟・北陸・長野・松本・沼津・静岡 浜松・岡崎・名古屋・小牧 (近畿) 三重・滋賀・京都・大阪 (中国) 岡山・広島 (四国) 徳島・香川・松山 (九州) 北九州・福岡・長崎・熊本・大分・鹿児島 |
| | 住 宅 事 業 | (東北) 仙台 (関東) 宇都宮・大崎・大森・蒲田・川崎・武蔵小杉・鶴見 綱島・菊名・横浜・星川・湘南 (中部) 新潟・浜松・豊田 |
| ナイスコミュニティー株式会社 | 住 宅 事 業 | 本社 (横浜市鶴見区)・東北・北関東・首都圏第一 首都圏第二・東京東・東京西・東京南・横浜北・横浜中央 横浜南・神奈川県央・浜松 |
| Ｙ Ｏ Ｕ テ レ ビ 株 式 会 社 | そ の 他 の 事 業 | 本社 (横浜市鶴見区) |

(7) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

| 事業 | 使用人数 | 前期末比増減 |
|--------|--------|--------|
| 建築資材事業 | 1,159名 | 107名増 |
| 住宅事業 | 888名 | 33名減 |
| その他の事業 | 341名 | 3名減 |
| 全社（共通） | 116名 | 2名増 |
| 合計 | 2,504名 | 73名増 |

- (注) 1. 使用人数は、正規従業員以外の常用労働者を含む就業人員数であり、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
 2. 全社（共通）は、総務および財務等の管理部門の使用人であります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|-----------|---------------|
| 株式会社横浜銀行 | 12,115 百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 10,230 |
| 株式会社りそな銀行 | 4,585 |
| 農林中央金庫 | 3,960 |

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 29,069,600株
- (2) 発行済株式の総数 11,801,261株 (自己株式379,158株を除く。)
- (3) 株主数 4,989名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|------------------------------|-------|---------|
| | 千株 | % |
| 株式会社ヤマダホールディングス | 2,100 | 17.79 |
| 技研ホールディングス株式会社 | 2,025 | 17.17 |
| 株式会社横浜銀行 | 464 | 3.94 |
| 株式会社みずほ銀行 | 463 | 3.93 |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口) | 349 | 2.96 |
| 株式会社りそな銀行 | 333 | 2.83 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 321 | 2.72 |
| ナイス従業員持株会 | 233 | 1.98 |
| パナソニックホールディングス株式会社 | 210 | 1.78 |
| 吉野石膏株式会社 | 210 | 1.78 |

(注) 持株比率は、自己株式379,158株を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社の取締役 (社外取締役を除く。) に、株価の上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクも含めて株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度においては、当社の取締役 (社外取締役を除く。) 5名に対して9,700株を付与しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

| 氏名 | 地位 | 担当および重要な兼職の状況 |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 杉田理之 | 代表取締役社長 | |
| 原口洋一 | 取締役 | 住宅事業本部長 |
| 清水利浩 | 取締役 | 資材事業本部長 |
| 津戸裕徳 | 取締役 | 管理本部長 |
| 川路泰三 | 取締役 | マーケティング渉外統括 テクノワークス株式会社代表取締役社長 |
| 鈴木信哉 | 取締役 | ノースジャパン素材流通協同組合理事長 |
| 小久保 崇 | 取締役 | 弁護士法人小久保法律事務所代表社員 株式会社アズーム社外取締役 オイシックス・ラ・大地株式会社社外監査役 株式会社TalentX社外監査役 |
| 濱田清仁 | 取締役 | よつば総合会計事務所パートナー メディカル・データ・ビジョン株式会社社外監査役 |
| 田村 潤 | 取締役 | 100年プランニング株式会社代表取締役 株式会社大庄社外監査役 |
| 森 隆士 | 常勤監査役 | |
| 鈴木耕典 | 常勤監査役 | |
| 中川秀宣 | 監査役 | TMI総合法律事務所パートナー 株式会社アイシン補欠監査役 |
| 野間幹晴 | 監査役 | 一橋大学大学院経営管理研究科教授 日本調剤株式会社社外取締役 株式会社グッドコムアセット社外取締役 |
| 柴山珠樹 | 監査役 | AIQ株式会社常勤監査役 |

- (注) 1. 取締役清水利浩、津戸裕徳の両氏は、2023年6月29日開催の第74回定時株主総会で新たに選任され、就任いたしました。
 2. 取締役鈴木信哉、小久保崇、濱田清仁、田村潤の各氏は社外取締役であり、監査役鈴木耕典、中川秀宣、野間幹晴、柴山珠樹の各氏は社外監査役であります。当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 3. 社外取締役及び社外監査役の各氏が兼職する法人等と当社の間には、特別の関係はありません。
 4. 常勤監査役森隆士氏は、当社の財務部門および監査部門を統括した経験を有し、特に財務部門における豊富な知識と経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 常勤監査役鈴木耕典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 当事業年度後の代表取締役の異動は、次の通りであります。

| 氏名 | 異動前 | 異動後 | 異動年月日 |
|------|----------|---------|-----------|
| 杉田理之 | 代表取締役社長 | 取締役会長 | 2024年4月1日 |
| 津戸裕徳 | 取締役管理本部長 | 代表取締役社長 | 2024年4月1日 |

(2) 当事業年度中に退任した取締役

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位および担当ならびに重要な兼職の状況 |
|------|------------|------|-------------------------|
| 田部 博 | 2023年6月29日 | 任期満了 | 取締役管理本部副本部長 |

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、被保険者がその期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務について行った行為（不作為を含みます。）に起因して、当社、株主、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなった損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の取締役、監査役および執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等**① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項**

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」といいます。)を定めており、決定方針は、役員の名や報酬に関する決定手続きにおいて、客観性及び透明性を確保し、社外役員の見識を十分に生かすため、取締役会の決議に基づき設置した「指名・報酬委員会」が策定した原案を、取締役会で審議し決議しております。決定方針の内容は以下の通りです。

1. 取締役の報酬については、金銭報酬としての月例の固定報酬及び連結営業利益等の業績評価指標の目標に対する達成度合いに応じて後払いで支給する年1回の賞与のほか、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬について、2021年6月29日開催の第72回定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）に対して金銭報酬債権を支給し、その給付と引き換えに当社の普通株式について発行又は処分を行うものとする。

2. 各取締役の個人別の報酬の総額並びに各報酬の額及び構成割合については、会社の業績及び経営戦略等を踏まえ、各取締役の職責及び業績に応じたものとするともに、適切なインセンティブの付与がなされるように決定するものとし、かかる観点から、月例の固定報酬については役位に応じた額、賞与については連結営業利益等の業績評価指標の目標に対する達成度合いに応じた役位別の額の算定方法、譲渡制限付株式報酬については役位に応じたインセンティブとして適切な数を定めるものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容は、役位別の報酬額を一義的に算定できる役位別報酬体系によるものとし、役位別報酬体系は、「指名・報酬委員会」において原案を策定し、取締役会において、「指名・報酬委員会」が策定した原案を可能な限り尊重して決定するものとする。

取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の役位別報酬体系に則して決定されており、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役会における協議により、決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第73回定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。同株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。また、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬制度による金銭報酬債権及びその給付と引き換えに発行又は処分する当社の普通株式については、2021年6月29日開催の第72回定時株主総会において年額1億円以内かつ年60千株以内で決定することとして決議しております。同株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は4名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。同株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

③ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、役位別報酬体系に則して、金銭報酬の概ね20%を業績評価指標の達成度合いに応じて年1回後払いの賞与として支給する業績連動報酬としており、経営戦略等を踏まえた事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、事業の収益力が直接的に反映される連結営業利益を主な業績評価指標とし、役位別に、連結営業利益の期首公表予想に対する達成率のほか、株主還元率等も加味したうえで、決定しております。

なお、当事業年度の当社の連結営業利益は44億3百万円であり、期首公表予想に対する達成度合いは97.8%であります。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-----------|-----------------|---------------------|-----|-------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 賞与 | 非金銭報酬 | |
| 取締役 | 192 | 147 | 26 | 19 | 10 |
| (うち社外取締役) | (31) | (31) | (-) | (-) | (4) |
| 監査役 | 54 | 54 | - | - | 5 |
| (うち社外監査役) | (39) | (39) | (-) | (-) | (4) |

- (注) 1. 上記賞与は、役員賞与引当金として当事業年度に費用計上した額になります。
 2. 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度に基づいて、割当契約により退任までの間の譲渡禁止や一定の場合に当社が無償取得すること等を約したうえで当社普通株式を付与するというものであり、上記の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額になります。
 3. 上記員数は、2023年6月に退任した取締役1名を含めて記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

| 地 位 | 氏 名 | 出 席 状 況 | | 主な活動状況と期待される役割に関して 行った職務の概要 |
|-----------|---------|--------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 取 締 外 役 | 鈴木 信 哉 | 取締役会 19/20回 (95%) | 指名・報酬 委員会 9/9回 (100%) | 取締役会において、長年、林業政策に携わった専門的な知識と経験を活かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員長として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。 |
| | 小久保 崇 | 取締役会 20/20回 (100%) | 指名・報酬 委員会 8/9回 (89%) | 取締役会において、企業法務を専門領域とした弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。 |
| | 濱 田 清 仁 | 取締役会 20/20回 (100%) | 指名・報酬 委員会 9/9回 (100%) | 取締役会において、公認会計士および税理士としての職務を通じた豊富な経験と幅広い見識を活かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。 |
| | 田 村 潤 | 取締役会 20/20回 (100%) | 指名・報酬 委員会 9/9回 (100%) | 取締役会において、民間企業における代表取締役としての豊富な経験と高い見識を活かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。 |
| 社 監 査 外 役 | 鈴木 耕 典 | 取締役会 20/20回 (100%) | 監査役会 17/17回 (100%) | 取締役会において、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を活かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。 |
| | 中 川 秀 宣 | 取締役会 20/20回 (100%) | 監査役会 17/17回 (100%) | 取締役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。 |
| | 野 間 幹 晴 | 取締役会 19/20回 (95%) | 監査役会 16/17回 (94%) | 取締役会において、民間企業における社外取締役の経験と経営管理に関する研究を通じた見識を活かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。 |
| | 柴 山 珠 樹 | 取締役会 20/20回 (100%) | 監査役会 17/17回 (100%) | 取締役会において、金融機関における職務や監査役としての豊富な経験を活かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、社外役員全員と締結している責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外役員が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する会社法第423条第1項の責任については、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 UHY東京監査法人

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|------------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 百万円 54 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 66 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当と判断し、これに同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合のほか、監査品質、職務遂行状況など、諸般の事情等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、適当な監査が期待しがたいと認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するものとし、この場合、監査役会が選定した監査役は解任した旨および解任の理由につき、解任後最初に招集される株主総会において報告することといたします。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|
| (資産の部) | |
| 流 動 資 産 | 106,135 |
| 現金及び預金 | 33,269 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 29,551 |
| 電子記録債権 | 9,703 |
| 有価証券 | 8,500 |
| 商品 | 7,052 |
| 販売用不動産 | 15,268 |
| 未成工事支出金 | 458 |
| その他 | 2,479 |
| 貸倒引当金 | △148 |
| 固 定 資 産 | 55,173 |
| 有形固定資産 | 42,572 |
| 建物及び構築物 | 12,481 |
| 機械装置及び運搬具 | 2,086 |
| 土地 | 26,875 |
| その他 | 1,128 |
| 無形固定資産 | 896 |
| 投資その他の資産 | 11,704 |
| 投資有価証券 | 7,264 |
| 退職給付に係る資産 | 2,244 |
| 繰延税金資産 | 282 |
| その他 | 1,990 |
| 貸倒引当金 | △77 |
| 資 産 合 計 | 161,308 |

| 科 目 | 金 額 |
|----------------------|----------------|
| (負債の部) | |
| 流 動 負 債 | 72,709 |
| 支払手形及び買掛金 | 26,371 |
| 電子記録債務 | 15,924 |
| 短期借入金 | 18,735 |
| 未払法人税等 | 772 |
| 賞与引当金 | 1,586 |
| 役員賞与引当金 | 26 |
| その他 | 9,292 |
| 固 定 負 債 | 31,626 |
| 長期借入金 | 22,112 |
| 繰延税金負債 | 369 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 1,930 |
| 退職給付に係る負債 | 1,022 |
| その他 | 6,191 |
| 負 債 合 計 | 104,335 |
| (純資産の部) | |
| 株 主 資 本 | 53,609 |
| 資本金 | 24,433 |
| 資本剰余金 | 13,294 |
| 利益剰余金 | 16,711 |
| 自己株式 | △830 |
| その他の包括利益累計額 | △632 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,152 |
| 繰延ヘッジ損益 | 15 |
| 土地再評価差額金 | △1,293 |
| 為替換算調整勘定 | △701 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 194 |
| 非 支 配 株 主 持 分 | 3,997 |
| 純 資 産 合 計 | 56,973 |
| 負 債 純 資 産 合 計 | 161,308 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------|
| 売上 | 225,869 |
| 売上原価 | 193,517 |
| 売上総利益 | 32,352 |
| 販売費及び一般管理費 | 27,948 |
| 営業利益 | 4,403 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 6 |
| 受取配当金 | 169 |
| 持分法による投資利益 | 120 |
| 為替差益 | 145 |
| その他 | 448 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 744 |
| 融資関連費用 | 152 |
| その他 | 64 |
| 特別利益 | 4,332 |
| 固定資産売却益 | 2,437 |
| 投資有価証券売却益 | 288 |
| 負債のれん発生益 | 141 |
| 段階取得に係る差益 | 81 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除売却損失 | 138 |
| 減損損失 | 1,819 |
| 関係会社株式売却損失 | 10 |
| 関係会社清算損失 | 222 |
| 税金等調整前当期純利益 | 5,091 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,088 |
| 法人税等調整額 | △326 |
| 当期純利益 | 4,330 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 125 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 4,204 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|
| (資産の部) | |
| 流動資産 | 87,849 |
| 現金及び預金 | 19,754 |
| 受取手形 | 3,736 |
| 電子記録債権 | 9,789 |
| 売掛金及び契約資産 | 22,127 |
| 有価証券 | 8,500 |
| 商用品 | 5,608 |
| 販売用不動産 | 13,210 |
| 未成工事支出金 | 69 |
| 前払費用 | 1,331 |
| 前払費用 | 19 |
| その他の当金 | 4,411 |
| 貸倒引当金 | △710 |
| 固定資産 | 50,544 |
| 有形固定資産 | 33,230 |
| 建物 | 7,839 |
| 構築物 | 674 |
| 機械及び装置 | 549 |
| 車両運搬具 | 0 |
| 什器備品 | 210 |
| 立木 | 155 |
| 土地 | 23,691 |
| 建設仮勘定 | 109 |
| 無形固定資産 | 559 |
| ソフトウェア | 116 |
| ソフトウェア仮勘定 | 443 |
| 投資その他の資産 | 16,754 |
| 投資有価証券 | 5,647 |
| 関係会社株 | 7,702 |
| 長期前払費用 | 49 |
| 前払年金費用 | 2,109 |
| その他の当金 | 1,829 |
| 貸倒引当金 | △583 |
| 資産合計 | 138,393 |

| 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|
| (負債の部) | |
| 流動負債 | 63,281 |
| 支払手形 | 6,148 |
| 電子記録債権 | 14,752 |
| 買掛金 | 17,017 |
| 短期借入金 | 18,051 |
| 未払金 | 401 |
| 未払費用 | 1,265 |
| 未払法人税等 | 488 |
| 前受り金 | 1,071 |
| 賞与引当金 | 2,994 |
| 役員賞与引当金 | 807 |
| その他の負債 | 26 |
| 固定負債 | 258 |
| 長期借入金 | 29,371 |
| 繰延税金負債 | 21,327 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 116 |
| 退職給付引当金 | 1,930 |
| その他の負債 | 393 |
| その他 | 5,603 |
| 負債合計 | 92,652 |
| (純資産の部) | |
| 株主資本 | 45,889 |
| 資本金 | 24,433 |
| 資本剰余金 | 12,961 |
| 資本準備金 | 7,961 |
| その他の資本剰余金 | 5,000 |
| 利益剰余金 | 9,305 |
| 利益剰余金 | 9,305 |
| その他の利益剰余金 | 9,305 |
| 土地圧縮積立金 | 197 |
| 償却資産圧縮積立金 | 20 |
| 繰越利益剰余金 | 20 |
| 繰越利益剰余金 | 9,087 |
| 自己株式 | △810 |
| 自己株式 | △810 |
| 評価・換算差額等 | △149 |
| 評価・換算差額等 | △149 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,177 |
| 繰延ヘッジ損益 | 15 |
| 繰延ヘッジ損益 | 15 |
| 土地再評価差額金 | △1,342 |
| 土地再評価差額金 | △1,342 |
| 純資産合計 | 45,740 |
| 負債純資産合計 | 138,393 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|-------|---------|
| 売 上 高 | | 181,241 |
| 売 上 原 価 | | 158,168 |
| 売 上 総 利 益 | | 23,072 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 19,534 |
| 営 業 外 利 益 | | 3,538 |
| 受 取 利 息 | 69 | |
| 受 取 配 当 金 | 1,174 | |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 | 573 | |
| そ の 他 | 308 | 2,125 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 729 | |
| 融 資 関 連 費 用 | 152 | |
| そ の 他 | 20 | 902 |
| 経 常 利 益 | | 4,761 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 471 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 262 | |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益 | 20 | 753 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 売 却 損 失 | 88 | |
| 減 損 損 失 | 1,797 | 1,885 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 3,629 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 536 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △404 | 131 |
| 当 期 純 利 益 | | 3,497 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

ナイス株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

| | | | |
|----------------|-------|----|----|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 原 | 伸之 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 井上 | 彦一 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナイス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナイス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

ナイス株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 原 伸 之
業務執行社員
指定社員 公認会計士 井 上 彦 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナイス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 当監査役会は、当社グループが社会的信用を回復し、健全かつ持続的な成長を遂げることができる経営基盤の確立に資する監査役監査の実施を基本方針とし、2023年6月29日開催の監査役会において、監査の方針、重点監査項目、各監査役の職務の分担、実施計画、監査要項等を定めた2023年度（第75期事業年度）監査役監査計画を決議し、毎月1回以上、定期的に開催する監査役会で常勤監査役から監査の実施状況および結果の報告を受け、意見交換等を行いました。また、監査役相互の連携とコミュニケーションを促進するとともに、当社および関係会社の取締役や使用人等との意思疎通を図るべく、往査を実施する拠点数と個別面談等を行う機会を増やしたほか、監査役全員による拠点の往査、主要取引先への訪問等を通じて重点監査項目に定めた「中期経営計画2023」における主要な経営課題の実施状況や、成長けん引策等の推進状況を確認いたしました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役会規則」「監査役監査基準」等に準拠して監査を実施し、監査役会のほか、往査、代表取締役との定期的な会合等を通じて意見交換を行ったほか、取締役および使用人等との意思疎通を図りました。また、社外取締役とは定期的な会合や面談等を通じて情報提供や意見交換等を行うなど、連携の強化を図りました。さらに、適正な監査視点の形成と監査の環境の整備に向けて、三様監査のほか、内部監査室、会計監査人との合同による往査を実施いたしました。
 - ①取締役会のほか、指名・報酬委員会、サステナビリティ委員会、労務委員会、その他重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類、契約書等を閲覧し、本社および主要な事業所に関しては、内部監査室と連携を図り、内部監査報告等に基づいて業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ②主要な関係会社につきましては、往査と取締役および監査役、使用人等との面談を通じて意思疎通を図ったほか、内部監査室、会計監査人と連携し、事業および経営管理の状況等を調査いたしました。また、関係会社の代表取締役による会合に参加し、当社グループにおけるガバナンスの現況等を確認するとともに、各社の監査役とはグループ会社監査役連絡会を通じて監査の実施状況の把握と経営課題等の共有を図り、改善に資する意見申述等を行いました。
 - ③事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその関係会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）につきましては、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」等に基づいて監査を実施するとともに、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制につきましては、内部監査室の監査結果を踏まえ、会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受けました。

- ④事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取り組みにつきましては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ⑤会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等にしたがって整備している旨の通知を受けるとともに、監査計画、重点監査項目、監査の内容および方法について説明を受け、協議いたしました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、毎月会合等を行い、主要な事業所および関係会社の往査に立ち会い、四半期レビュー結果および期末監査結果の報告を受けるなどの方法により、その職務の執行状況を確認し、意見および情報交換を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について監査するとともに、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討し、かつ、会計監査人の監査の方法および結果の相当性を検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款にしたがい、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

| | | |
|------------|-----|-----|
| ナイス株式会社 | 監査役 | 会 |
| 常勤監査役 森 | 隆 | 士 ㊟ |
| 常勤社外監査役 鈴木 | 耕 | 典 ㊟ |
| 社外監査役 中川 | 秀 | 宣 ㊟ |
| 社外監査役 野間 | 幹 | 晴 ㊟ |
| 社外監査役 柴山 | 珠 | 樹 ㊟ |

以上

第75回定時株主総会会場ご案内図

<会場>

横浜市西区北幸二丁目9番1号

HOTEL PLUMM 横浜 3階 「ジョルジュサンク」

(ホテル プラム)

横浜駅西口から徒歩約7分



※駐車場のご用意はございませんので、公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。

※会場や開始時刻等をやむなく変更する場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nice.co.jp>) にてお知らせをさせていただきます。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合には、事前に上記当社ウェブサイトをご確認くださいようお願いいたします。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。